

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会（第1回）

日時 令和2年11月17日（火）12:30～14:00

場所 プラザ都「3階 樹海の間」

（WEB会議形式にて東京都側の出席者と接続）

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく秋田県八峰町及び能代市沖における協議会の第1回を開催したいと思います。本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

経済産業省、国土交通省といたしましては、昨年4月1日に施行されました、いわゆる再エネ海域利用法に基づきまして、洋上風力の導入拡大に向けて取り組んでいるところでございます。後ほど資料を用いながら改めて御説明させていただきますが、秋田県八峰町及び能代市沖につきましては、今年の7月3日付で促進区域の指定に向けた有望な区域と整理させていただいております。

この整理および同法の第9条の規定に基づきまして、協議会設置の準備を進めておりましたところ、皆様方に日程調整いただき、本日開催に至ったということでございます。

本協議会におきましては、同法及び同法の第7条第1項に基づく基本方針に基づきまして御協議いただきたいと思いますと考えております。本協議会につきましては、基本方針に基づき、その透明性の確保や地域との連携を促進するという観点から、原則として公開するというものでございます。

協議会の公開方法につきましては、後ほど本協議会の運営規程ということで御説明させていただきますが、事務局といたしましては、秋田会場さんのほうで一般傍聴を受け入れるということ、それから会場の様子をユーチューブで配信する、それから報道関係者における取材、それから傍聴を認めるといった形で、透明性を担保したいと考えてございます。

また、併せて議事要旨、議事録についても作成・公開すると考えてございます。

本日、第1回目ということで、可能であれば、我々も秋田のほうに出向きまして、直接、同じ会場で協議をさせていただくということが本来筋と理解してございますが、大変恐縮でございますが、足元のコロナの状況等も踏まえまして、本日はオンラインでの開催とさせていただきますだけだと思います。東京から出席する各構成員につきましては、これは

オンライン会議の際、アプリを使いまして、それぞれリアルタイムでの音声のやり取りができるようになってございます。

その仕組み上、幾つか留意点ございまして、会議に先立ちまして、事務局から何点か申し上げさせていただければと思います。1点目でございますが、音声が二重に聞こえるなどの問題が発生いたしますので、御発言いただくときはカメラとマイクをオン、それ以外につきましてはカメラを停止状態、音声をミュートといった形にさせていただければと思います。

それから、御発言を希望される方につきましては、チャット機能を用いて御発言希望と入力ください。後ほど選任いただきます座長の方から順次御指名いただく形で進行してまいります。

また、どうしてもシステムトラブル、回線の問題等発生した場合には事務局に御連絡いただければと思います。

また、状況に応じて発言を一旦飛ばさせていただいて、後ほど御説明いただく等、なるべく協議会が円滑に進むように工夫をさせていただければと思っております。御不明な点ございましたら、何なりと事務局までお知らせください。留意点につきましては以上となります。

続きまして、議事に先立ちまして、本協議会の出席者についての御紹介させていただければと思います。出席者の御紹介の間のみ、オンラインで出席されている構成員の方々はカメラをオンとしていただければと思います。

まず、僭越でございますが、私自身、自己紹介させていただきます。経済産業省資源エネルギー庁の新エネルギー課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、国土交通省港湾局海洋・環境課課長の松良精三様。

○松良海洋・環境課長

国土交通省港湾局、松良と申します。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画官、小林秀之様。

○小林漁港漁場整備部計画官

小林でございます。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願いいたします。続きまして、秋田県産業労働部、新エネルギー政策統括監の齋藤篤様。

○齋藤新エネルギー政策統括監

はい、齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、能代市の市長でいらっしゃいます齋藤滋宣様。

○齋藤市長

はい、齋藤です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、八峰町の町長でいらっしゃいます森田新一郎様。

○森田町長

森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、秋田県漁業協同組合代表理事組合長の加賀谷弘様。

○加賀谷代表理事組合長

加賀谷です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、同じく秋田県漁業協同組合理事・北部地区運営委員会副委員長の田村忠悦様。

○田村理事・北部地区運営委員会副委員長

田村でございます。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、同じく秋田県漁業協同組合の能代地区の漁業者の代表の荒川一則様。

○荒川能代地区漁業者代表

荒川です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、八峰町峰浜漁業協同組合代表理事組合長の石井好勝様。

○石井代表理事組合長

石井です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、日本内航海運組合総連合会の審議役の藤岡宗一様。

○藤岡審議役

日本内航海運組合総連合会の藤岡です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして有識者の皆様方でございますが、秋田大学大学院理工学研究科教授の中村雅英様。

○中村教授

中村でございます。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、秋田県立大学システム科学技術学部教授、杉本尚哉様。

○杉本教授

杉本です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授の浜岡秀勝様。

○浜岡教授

浜岡です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、東京大学教養学部附属教養教育高度化機構客員准教授の松本真由美様。

○松本客員准教授

松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

よろしくお願いいたします。

最後に、オブザーバーといたしまして、環境省大臣官房の総合環境政策統括官グループ環境影響審査室の室長補佐でいらっしゃいます、豊村紳一郎様。

○豊村室長補佐

豊村でございます。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。

ここで、秋田会場にいらっしゃる報道関係者の皆様方におかれましては、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただければと思います。お手元の資料、もしくはオンラインで御覧の皆様方におかれては、オンライン上で御確認いただければと思います。資料1から5まで、それから参考資料の1から4までございます。

出席者名簿、配席図、それから協議会の運営規程、資料4はパワーポイントで第1回秋田県八峰町及び能代市沖における協議会の資料、それから資料5としてこの区域の概要図でございます。参考資料として4つ、閣議決定しました基本方針、それから区域指定のガイドライン、公募に当たっての運用指針、それから資料4で参考でございますが、既に促進区域として指定されております、能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会の意見とりまとめということをつけてございます。あくまで参考ということで、本協議会におきましては、本協議会としてのとりまとめといったことに向けて御議論いただければと思っております。

続きまして、会議に先立ちまして、運営の進め方ということで、運営規程、それから座長の選任といったプロセスで進めさせていただければと思います。運営規程でございますが、こちら、お手元の資料3ということで、案としてお配りさせていただいております。幾つかポイントの部分につきまして、私のほうから説明させていただければと思います。

まず、第1章総則とございますが、第3条のところに目的ということで、本協議会の目的というのは、3行目でございますが、この法律上における促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行うというのが、法律上の位置づけでございます。

具体的な協議の内容というか、第4条のところでございますが、まず区域の指定に関すること、それから利害関係者との調整に関すること、それから公募に当たっての留意すべき事項に関することといったようなことが協議の事項となっております。

構成員ということで、第5条のところでございます。別表の方々をもって構成することということでございます。座長及び副座長ということで、第6条のところでございますが、座長1名、それから副座長1名を協議会の中で選任いただきます。

次のページに進んでいただきまして、座長、副座長の選び方というところが、第2項のところですが、構成員の中から選任ということで、座長は互選により選任、副座長は座長に指名していただくということでございます。それぞれ役割でございますが、座長が会務を総理することと、副座長が補佐をするといったようなことでございます。

第4章で、協議会の運営というところで、基本原則、第10条のところでございます。

様々な御議論をしていただくこととなりますが、全体の基本原則ということでございますが、法律、それから法律に基づくこの基本的な方針、それからガイドラインといったような、既に決められております全体のルールといったものをベースにさせていただきながら運営していただくというのが、基本方針でございます。

運営のところでございますが、進みまして、第3項のところ、協議会の進行は座長に行っていただくということ。それから、第5項のところ、原則として公開で開催をするというようなことと、公益上の必要がある場合は非公開にすることもできるということ、それから取材についても、協議会の運営に支障を来さない範囲で認めるということでございます。

第12条、議事要旨ということで、議事要旨の作成といった内容。

それから、第13条、次のページ、進んでいただけますでしょうか。協議会結果の尊重義務ということで、協議会の構成員はこの協議会において協議が調った事項については、尊重していただくというような形のものと考えてございます。

残りは細かい事務的なところなので、省略をさせていただければと思います。

以上、運営規程の中身というところでございます。

続きまして、今の運営規程の案に基づきまして、先ほど申し上げました運営規程の第6条、座長の選任といったところがございます。今申し上げましたとおり、座長と副座長を置くということと、その上での、座長については、互選により選任するということになってございます。この規定に基づきまして、座長の互選といったことについて入らせていただければと思います。

まず、その前にこの運営規程の案につきまして御了解を賜ればと思いますが、その点よろしかったでしょうか。ちょっとウェブなのでなかなか難しいのですが、問題ないという理解で進めさせていただければと思います。この運営規程に基づきまして、今申し上げました座長の互選といったところでございますが、どなたか本協議会の座長につきまして、御推挙ありますでしょうか。

○杉本教授

県立大学の杉本でございます。

○清水新エネルギー課長

杉本先生、よろしくお願いいたします。

○杉本教授

よろしくお願いいたします。私のほうから、座長に秋田大学の中村教授を推薦したいと思えます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。ただいま、杉本先生のほうから、中村先生を座長にということで御推挙されるとの御意見がございましたが、この御意見に御異議ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

それでは、中村先生に座長をお願いいたしまして、以降の進行をお願いしたいと思っております。中村先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村座長

ただいま推挙いただきました中村でございます。座長を務めさせていただきますので、何とぞ御指導をお願い申し上げます。

早速でございますが、まず最初に決めなければいけないのが副座長ですが、やはり杉本先生をお願いしたいと思いますので、この点はよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○杉本教授

お引受けいたします。よろしくお願いいたします。

○中村座長

ありがとうございます。あと、先ほど少し話がございましたが、本協議会の公開の方法でございますが、基本的に公開が原則になっております。そのための具体的な手段でございますが、まず一般傍聴を認めるということ、そして、この協議会の内容はユーチューブで配信するという、そして、報道関係者の取材及び傍聴を認めるということにしたい

と考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。ただし、一般傍聴を認めるに当たりまして、やはり円滑な議事の運営に支障を来すようなことは遠慮していただきたいと考えております。具体的に申しますと、不規則な発言とか、旗を上げるとか、その他の議事を妨害するような行為については遠慮していただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。万が一、このようなことをされた場合には、退場していただくこともやむを得ないと考えておりますので、御協力のほどお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

では、ということで、早速議題に入ります。議題の（１）は以上で終了しましたので、議題の（２）に入ります。本日は、様々な資料がございます。そのため、配付資料を、まずは事務局から説明していただきまして、構成員の皆様方からの御質問、御意見を承りたいと考えております。そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

では、事務局のほうから資料の説明をよろしくようお願い申し上げます。

○清水新エネルギー課長

経済産業省、清水でございます。続きまして、それでは、資料４、それから途中で資料５についても説明させていただきますが、資料５の区域を横に置きながら、資料４に基づいて説明させていただければと思います。

大きく分けまして、２つの固まりがございます。洋上風力発電や再エネ海域利用法といったものがどういうものかというようなことの御説明が前半パート、その上で、今回の協議会といったところでどういう御議論をしていただくのかという協議会の位置づけ、それから今後の議論の進め方というところでございます。

まず、前半の洋上風力発電の意義というところで、右下３ページのスライドから説明をさせていただければと思います。洋上風力発電でございますが、これは総理からもまさに国会の冒頭で、２０５０年カーボンニュートラルというお話がございましたが、再生可能エネルギーといったものを、これから主力電源化大量導入ということはしっかりと進めていくといったところが、大きな政策課題となってございます。

その中で再エネの電源、様々ございますが、この洋上風力発電といったものについては、大量導入できる、コスト低減が可能、それから経済波及効果、などの様々な観点から、再エネの中でも特に切り札だと考えております。大量導入のところでございますが、ヨーロ

ツパのほうでは既に導入が拡大しておりまして、例えばイギリスですと995万キロワットということで、約1,000万キロワットといったようなこと、風車の数でいうと2,000本を超えるような風車がもう既に建っているといったような状況でございます。

真ん中のコスト低減というところでございますが、赤いところに日本円に直した価格がございますが、もう5円台といったような金額まで、海外では来ているというようなことでございます。

一番右、経済波及効果ということで、これはヨーロッパの港湾の事例でございます。かなりの巨大な構築物を運んで、管理してというところで、こうした運搬といったようなこと、それから地耐力の強化といったことも含めた港湾の整備や活用、また、関連する風車の部品といった裾野産業の広がり、それからメンテナンスといったことも含めて、様々な経済波及効果があるということで、ぜひこれを国としては、まず、しっかり進めていきたいという位置づけのものでございます。

4ページ目、そういった中で今の再エネの今の導入状況でございます。一番左が2010年ということで、一番上のところに緑色の部分が再エネでございますが、2010年の9%から2018年度に17%まで来ていると。これを、2030年に22%から24%まで伸ばしていくというのが、現在のエネルギーミックスの目標になってございます。

その中でこれを実現していこうとしたときの風力が1,000万kWといったことが、この右側のところでございますが、大体これぐらいになっていくわけですが、これに向けて今導入水準420万kWといったことで、これは陸上が中心でございますが、こういった形の導入状況という中で、洋上風力についても今後拡大をしていく必要があると考えております。

5ページ目でございますが、日本全国の海域の風況。特に、やはり東北、それから北海道といった区域については風の状況がいいということで、ぜひそういう意味では、この洋上風力というのを地元の理解を得ながら進めていきたいということでございます。

6ページ目以降でございますが、こういった洋上風力のポテンシャル、それから意義といったものがある中で、今までですとこの洋上風力を進めていくためのルールが不十分だといったことが現状としてございました。6ページ目のところで、こういったことも踏まえて、昨年4月に法律を施行したわけでございます。

左側のところでございますが、課題の1点目として、占用に関するルールがなかったということ。これまでですと、大体3年から5年ぐらい、各自治体さんに応じて占用許可を更

新していくということですが、当然、洋上風力、20年、30年やってく中で、次の許可はひょっとしたらされないかもしれないということで、なかなか安定した事業ができないということ。

それから、課題2点目として、海に囲まれた日本ということで、海については様々な形で先行利用されているという中で、こうした先行利用者の方との調整、どういう形で合意形成していくのかといったことの枠組みが不明確だということ。

それから、コストが高いですとか、系統につなげないとか、こういった様々な課題の中で、なかなか洋上風力の推進ということが日本では難しかったと。そういう中で法律をつくりまして、右側の赤枠囲いのところ、今回の法律では、区域を指定して、その区域においては、30年間は使っていいですよというルールを定めましょうということ。

それから、先行利用者の方々との調整する枠組みとして、協議会といったものを設置いたしまして、そこで地元との調整を円滑に進めていくというようなこと。それから、価格の競争といった意味において、公募というプロセスを通じて、しっかりと競争していくことを盛り込んでいるところでございます。まさにこういった観点から設置いたしました協議会というのが、本区域における、まさにこの第1回のこの協議会の場ということになっているというのが位置づけでございます。

7ページ目、今後の流れというところでございます。左から2番目に促進区域の指定とあったところがございます。まず、区域を選びます。赤いところでございます。その上で、青いところですが、その区域でやる事業者を選びます、これは同じ区域に複数の方に競争したことで公募するという仕組みになってございます。選ばれた事業者さんがFITの認定を受けて、また占用の許可を受けて、事業を具体的にやっていくと、こういった流れになってございます。

この促進区域の指定に先立ちまして、下のところに幾つかございますが、区域の調査ですとか、関係省庁との協議とかに加えまして、左から2番目のところでございますが、先行利用者の方とも協議会で御議論させていただきながら、促進区域の指定に向けた地域での調整を図っていくということでございます。

めくっていただきまして、8ページ目でございます。今後、御議論を進めていただくに当たりまして、法律に基づいて閣議決定した基本方針というものがございます。そこでこの法律の施行に当たっての基本原則といったものを定めてございます。これは、本協議会の運営、それから促進区域の指定といったことでの大原則になっているということで、議

論の前提として御紹介させていただければと思います。

4点ございます。1つ目は、長期的、安定的、かつ効率的な発電事業の実現ということ。長期にわたって占有するということでございますので、これは信頼性があること、それからF I Tの仕組みというのは国民の負担の下に成り立っていますので、この国民負担の抑制といったことでのコスト競争的であるというようなことでの、長期的、安定的、かつ効率的であるということ。

それから、2つ目に、海洋の多様な利用との調和。漁業の皆様方も含めて、地域との共存共栄といったことを大原則にしながら、発電事業を実施していくと。3点目に、公平性・公正性を担保するということ。それから、最後の4点目に、計画的、継続的な導入の促進というようなことございまして、こうした4原則に基づきながらやっていくということでございます。

9ページ目のところ、促進区域の指定プロセスということで、ちょっと細かくなりますので、ポイントだけ御説明させていただきますが、大きなこの区域指定までの流れといたしまして、青い部分の、これも全体の絵のまず①というところで、国による既知情報の収集とございます。まず、都道府県さん等の情報等を集めまして、区域の可能性というのを探った上で、有望な区域を指定する。真ん中のところに②とありますが、この黄色いところで有望な区域を選ぶということでございます。

その上で、その下のところで、協議会における調整をするというのが、今のこの協議会の位置づけでございます。合意が得られた場合には、促進区域の指定に移っていくというような流れでございます。

10ページ目、参考でございますが、区域の日本全国状況ということでございます。下のところに全体プロセスでございますが、長崎県の、この日本地図の右側にございます促進区域というところがございます。この1から4というのは、昨年有望な区域ということで指定いたしまして、協議会での議論を経て促進区域になっているというところでございます。

その上で、今年の7月に新たに有望な区域ということで、この⑤、⑥、⑦、⑧というところを選定させていただいておりまして、そのうちのこの⑦というのが本区域となっているという状況でございます。

11ページ目でございますが、本協議会を経た上での促進区域の指定といったところについての基準でございます。促進区域の指定基準というのが6個ございます。まず、1点

目に、自然条件が優れているか、2点目に、航路等への影響がないか、3点目に、港湾との一体的な利用が可能であるか、4点目に、系統の確保がされているかどうか、5点目に、漁業への支障がないことが見込まれているかどうか、それから6点目に、ほかの法律との重複がないかということでございます。

ここで、資料5の本区域の資料も少し見ていただければと思います。資料5で、概要図ということでお配りさせていただいておりますが、めくっていただきまして、まず最初のところで位置図ということでございます。こちらのほうの地域というのが、今回の御議論いただく場所になってございます。地図の右下のところでございますが、区域の規模を約16万kW相当とございまして、この希望の系統が既に確保されている状況でございます。そういう意味では、先ほどの指定基準の第4号に関するところでございます。

続きまして、めくった後のところに風況や水深といったものでございます。風況については、大体7メートル以上が適地だという中で、本区域について言うと、基本的には7～7.5、それから7.5～8という、黄色からオレンジにかけたエリアになっているということで、風況に優れているということ。

それから、水深についても、これはあまり深いとモノパイルを打ち込めなくなるわけですが、水深30メートル以内といったような状況になっているということでございます。

続きまして、その次が航跡ということですが、AISの搭載船に基づく航跡の資料でございますが、本区域との航跡の関係ということで、こちらのほうの情報で見ると、多くの部分が重複しないところがございますが、この部分につきましては、まさに協議会において既存の航路等に影響がないかというのは、必要に応じ御議論賜るところかなと考えております。

最後に、もう一枚、港湾区域、漁港区域等、ほかの区域との関係ということでございます。港湾区域等を除く、ちょっとこの絵は分かりにくいですが、この紫の部分については、今回の洋上風力をやるところにはならないということで、この紫を抜いた部分が有望な区域になるといったような形になっている状況でございます。

以上が、既に把握できている本区域における概要図ということでございます。

11ページ目のところ、もう一度戻っていただきまして、今申し上げましたように、第1号の自然条件、それから第2号、航路等への影響、それから港湾については、後ほど必要に応じて松良課長から補足いただければと思いますが、港湾との一体利用も可能である

ということ、それから系統の確保もされているということ、それから、第6号でほかの法律との重複ということが整理されていると。

ということで、まさに協議会を通じて、この第2号の航路への影響ですとか、第5号の漁業への支障がないと見込まれるかどうかといったことについて、さらに御議論を深めていただきつつ、指定に向かっていく、そういう流れになってございます。

12ページ目は、促進区域指定をした後の公募のプロセスということでございます。少しテクニカルになりますので、省略させていただきます。

続きまして、13ページ目のところでございますが、公募のときの評価の全体像といったところでございます。先ほど申し上げました法律、閣議決定に基づく基本方針に4つの原則ということで示してございます。その中での、やはり効率的な事業運営、それから地域との共存共栄といったことも踏まえまして、価格点が120点、それから事業実現性に関する要素が120点ということで1対1としつつ、その中で事業の実施能力ということと、地域との調整といったような、地域との関係性の部分ということの配点ということで、国のほうにおける審議会等での議論も踏まえまして、基本形としてはこういう形ということで考えているところでございます。

14ページ目のところは、区域の占用ということになりますので、こちらは国土交通省の松良課長のほうから御説明、お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○松良海洋・環境課長

国土交通省港湾局の松良でございます。お手元の資料、14ページ目でございますけども、促進区域内海域の占用についてということで、3点ほど御説明申し上げます。

まず、1点目、促進区域内海域の占用の許可についてです。促進区域が決まって、事業者が選定された後、最終的には国土交通大臣が促進区域内の占用について許可を出すという建て付けになってございます。この際、占用の許可に当たりましては、選定事業者の方が当該設置までに協議会の構成員となっておられます、関係業者の皆様方の了解を得ることがこの占用許可の条件になるということが、1点目でございます。

次に、2点目でございますけれども、こうした占用許可の対象とならない行為であります。漁業に関する行為、基本的にはこれらは一時的なものということでございますので、占用許可を受けるには要しないと考えております。この漁業に関する行為の中には、漁網等の設置、あるいは養殖に供されるものであって、容易に移動可能なもの、あるいは定置

網、こういったものも含まれているということでもあります。

新しい漁業用の工作物の設置、魚礁、大規模で固定されるようなものにつきましては、場合によりましては占用許可の対象になり得るといことがございますので、個別に御相談をいろいろとさせていただければと思っております。

最後、占用料につきましては、発電設備の投影面積及びケーブル等の長さ、こういったものにつきまして、適宜算定を行わせていただくということを考えております。

私のほうからは以上でございます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。では、経済産業省の清水のほうに戻りまして、続きの部分を説明させていただければと思います。

次のページ以降が、今申し上げました洋上風力の概要、それから法律の位置づけといったルールの説明に続きまして、今回の協議会というものの位置づけですとか、議論の内容ということでございます。

16ページ目でございます。協議会の法律上の位置づけということで、法律が9条というところに規定されております。経済産業大臣、国土交通大臣、それから関係都道府県知事ということで、本会で言うと、秋田県知事が必要な協議を行うための協議会を組織することができるということで、設置されたものでございます。

4つ目のポイントですが、この法律上でも協議会において協議が調った事項については、この協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないとなっております。構成員としましては、両省、秋田県知事、それから農水大臣や関係市町村長、それから、関係漁業者の組織する団体、その他の利害関係者ですとか、学識経験者といったようなことになってございます。

今申し上げましたところは法律上の位置づけ、17ページ目のところで、今度、何度か出てきます閣議決定した基本方針の中での協議会についての位置づけを抜粋したところでございます。

協議会の設置についてというところが①でございます。ここを割愛させていただきまして、その後、協議会の運営についてが②のところでございます。協議会の運営でございますが、再エネ事業については、これは長期かつ大規模に海域を利用するということで、地域や先行利用者にも影響を与えると。太字のところですが、関係市町村の長、関係漁業団

体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があるというのが、閣議決定された大きな協議会運営のスタンスでございます。

次のところでございますが、関係省庁や県のほうからは、海域の利用に関する必要となる情報の提供を行いつつ、地域利害関係者から提出された意見について十分に配慮をするということでございます。その上で、ここでの整った意見ということについては、その内容を公募占用指針に反映することなどによって、その協議の結果を尊重するといったようなことになってございます。

ここで調ったものについて、この公募占用指針で公募のプロセスの中での尊重する事項にしていくというのが大きな流れになります。

それから、最後でございますが、協議会は原則として公開で行うといったことが基本方針に定められている事項になります。

続きまして、次は18ページ目でございます。去年は手探りな部分も正直ございましたが、昨年度、4区域において協議会のとりまとめということで、それぞれの地域ごとに合意に至ってございます。その内容を参考にさせていただくと、議論が進めやすいかなということで、参考にさせていただきます。

上のところで、まず何をしていくかということでございますが、法律の下にありますガイドラインといったところでの議論する内容ということでございます。3点ありまして、1個は、この指定に当たっての利害関係者との調整、それから2つ目には、これ重複するところでございますが、公募に当たってどういったことを留意点とするかということ、それから3点目、これは選定後のことでございますが、選定後に発電事業者にも加わっていただいて、具体的にどう進めていくかということの協議をする場ということでございます。

各計画区域ごとにどういった内容というのはそれぞれ違ってございますが、大きく骨格を分けると4つぐらいの固まりのところの議論をされております。1つは、まず大きな全体理念といたしまして、選定事業者と地域との関係といったようなところでございます。それから2点目に、地域や漁業との共存、これの具体的な在り方ということで、地域や漁業との協調を目的とした基金を設置した上で、当該基金の出捐をすることで地域に貢献をしていくといったようなこと、それから、この基金の活用ルールみたいな話ということでございます。

それから、もう一点は、選定事業者が地元の声なんかも踏まえながら漁業影響調査を行

うといったようなことの、こうした地域や漁業との関わり方みたいなことの固まり。

それから、3点目に事業を行うに当たっての留意事項といったような固まりがございまして、設置位置ですとか、建設、発電事業の実施といったような、各プロセスの中において、どういったことについて配慮をしてほしいかといったようなことの留意事項。

それから、最後に、環境配慮といったことで、当然アセス法といった枠組みもございしますが、協議会の中でも、その地域や環境への影響といったことに配慮してほしいという内容について書かれているところが、基本の枠組みとしてございます。ただ、本当にこれは繰り返しますが、何かを押しつけるといったような趣旨は全くございませんので、各区域ごとに協議会として、そのとりまとめの在り方というのは御議論いただければと思っています。

19ページ目以降が参考ということで、各区域ごとのとりまとめの概要でございます。19ページ目、長崎県五島市沖、めくってもらった20ページ目のところで、能代市、三種町及び男鹿市沖ということでございますので、参考までにこの部分だけ少し御説明させていただきます。先ほど申し上げましたように、全体理念ということについての地方創生にも資するような事業にしてもらいたいということ、それから、協議会はこの意見を尊重しますということ。

それから、2つ目に、地域や漁業との共存ということで、基金への出捐ですとか、基金に出捐した場合での事業の取り回しルール、それから漁業影響調査を行うといったようなこと。3点目に、洋上風力発電の設置位置ということで、どこに設置するかといったことについての漁業への影響への配慮ですとか、それから電波障害といったことへの配慮といったようなこと。それから、4点目の右上のところでございますが、今度造るとき、建設といったときでの事前の調査とか、建設における配慮事項。それから、5点目に、今度、発電事業の実施といったときに当たってのメンテナンスをするときでの協議の問題ですとか、動いているときの船舶の運航ルールとの関係。6点目に環境配慮に関する事項。最後、その他といったような中身になってございまして、こちら、参考でもお配りしておりますので、1つの参考と御理解いただければと思います。

それから、21ページ目で由利本荘市沖、それから22ページ目で千葉県の銚子市沖とございますが、時間の都合もございまして割愛をさせていただきます。繰り返しますが、どれか1つの仕組みに何かはめていくといったようなものではございませんので、その点、御理解いただければと思います。

最後に、23ページ目で、参考ということで、漁業の協調・共生についてということで整理をさせていただきます。何度か説明させていただきましたが、なかなかプロセスが複雑で、結果として地域の先行利用者、特に漁業の皆様方との関係で、どういうふうなタイミングで、どういうことに関わり合っていくのかといったことが分かりにくいんじゃないかと思ひまして、その観点から、このプロセスと漁業との関係ということで整理をさせていただきます。

左側のところの青い枠で矢印がございますが、これが全体の流れでございます。今、この一番上の協議会の開催でございますが、ここで協議会が調いましたら、今度、促進区域の指定、それから公募のルールを決めまして、公募をして事業者の選定と、こういった大きな流れになっていくというものでございます。

協議会の開催においては、まさにこの促進区域の指定に当たって、どういうことに留意をしてほしいかといったようなところでの議論の反映ということで、促進区域の位置だとか、規模だとか、それから工事時期とか、それから漁業協調とか、漁業影響調査の在り方といったようなことでございます。

その上で、そこでまとまったものについて、公募占用指針の策定ということで、3個目の固まりでございますが、公募するに当たっては協議会で協議が調った事項について、これを公募占用指針に反映していくということで、そこにまずリンクされているということでございます。

事業者さんがそれを踏まえてこの計画を提出された上で、事業者の選定となります。事業者の選定に当たっては、先ほど配点のところでも申し上げましたが、地域との調整といったことについて評価項目の1つとしつつ、その評価に当たっては、秋田県様からも御意見をお聞きした上で尊重するということとなります。

その上で選ばれますと、事業者さんは協議会の構成員になるということでございます。占用許可に当たっては、これは関係漁業者の方々から御了解を頂くといったことが1つの条件と考えてございますが、協議会において整った内容に沿って事業者さんがされるということであると、基本的には御地元としても納得できる形での占用許可になるのかなと考えてございます。仮にそうじゃない場合については、これは関係漁業者としての声を上げていただくというような仕組みになってございます。

以上、私のほうから少し一方的に御説明をさせていただきましたが、本協議会での御議論を経まして、まさにこの区域において洋上風力をする場合での協議会としての意見とし

て、どういったものを取りまとめていくかという観点から御議論をいただきつつ、協議を進めていければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○中村座長

ありがとうございました。それでは、構成員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと考えております。あと、東京でオンラインで出席をされている皆様方は、チャット機能を使いまして合図をしていただければありがたいと思います。

まずは、当事者である秋田会場の皆様からの御意見を聞きたいと考えております。当事者のうちでも、直接の当事者になるであろうと思われる、まずは能代市長様、いかがでしょうか。

○齊藤市長

この資料について、ということであればありません。

○中村座長

ありがとうございました。

では、八峰町長様、いかがでしょうか。

○森田町長

1点だけ教えていただきたい部分がございます。私自身は、法定協議会は初めての出席になります。その中で、先行された4つの有望区域の中の秋田県以外の銚子沖の部分でも、基金へ出捐する、それから五島市沖における協議会でも基金を、五島市と協議の上、設立するというふうな形になっているんですが、秋田県の2地域だけはその部分の20年間の売電収入見込額の0.5%というふうな形になっているんですが、この辺の数値が入った部分のいきさつを少し教えていただければと思います。

○中村座長

最初にまず、私の記憶の限りで話をさせていただきます。当然、秋田の人間ですと、地域への貢献ということは要求したいと思うんです。それが掛け声だけで終わったら、面白くないです。だったら、基金をつくるというのは自然な流れだと思いますが、ある程度

具体的な数字を示したほうがいいのではないかと。もちろん、地域の人間としては、多いほうがいいんですが、それじゃ事業者が大変ですので、その辺りのところを事務局が相談して決められたと私は聞いております。

申し訳ありません、事務局のほうから追加の説明いただけますでしょうか。

○清水新エネルギー課長

清水でございます。大丈夫でしょうか。

○中村座長

お願いします。

○清水新エネルギー課長

恐縮でございます。まず、そういう意味では、何かルールがあるわけではなく、今まさに座長からお話ございましたとおり、この各協議会として、ここまで決めたいよねとか、こういう形で進めてきたいよねということは、どういう形でまとまるかということでございます。そもそも大前提として、何か基金をつくるという手段に決まっているということでは全くなくて、むしろ、具体的なほかの貢献策みたいなことについて具体化していただくといったことも、別に方法としてはあるかと思えます。

一方で、なかなか先のことも見えないということで、各地域ともこういう形の基金をつくるということで御議論されたと理解してございます。

その上で、額を記載するとか、しないとか、そういったことにも含めて、何か事務局として調整するなり、国としてこういう形がいいというふうになんか誘導するつもりもなく、各地域の中で御議論いただく中で、秋田の2区域につきましては、地域としても、こういう形で明示することで、より明確な形で絵姿を協議会として方針を示したいということで決められたんじゃないかと理解してございます。

もし可能であれば、秋田県様等のほうからも補足いただければと思います。

○中村座長

ありがとうございました。秋田県のほうから、何かございましょうか。

○齋藤新エネルギー政策統括監

秋田県の齋藤でございます。昨年度の協議会におきましては、由利本荘市沖と、能代市、三種町及び男鹿市沖について協議会が開催され、既に促進区域に指定されているところがあります。今、清水課長がおっしゃったように、どういう形で地域貢献策、地域貢献をしていくかということで、具体的な数字を上げることも1つの方法だろうということで、協議会の中で話し合った上での0.5%と理解しております。

○森田町長

了解しました。ありがとうございました。

○中村座長

ほか、ございませんでしょうか、八峰様から。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、続きまして、秋田県漁協様、ございませんでしょうか。

○加賀谷代表理事組合長

加賀谷です。先ほど説明を聞いていますと、漁業への影響調査という言葉が度々出てきました。それで、今日、まず参考資料の4ですか、秋田県能代市三種町及び男鹿市沖における協議会というのがありまして、3番の留意事項、その(2)番の一番最後に、選定事業者は発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、漁業影響調査を行うとあります。

それで、まず選定事業者さんが決まってから、漁業影響調査について、いつ、どういう調査を行うということ。事業者が決まってから協議に入ると、それでは大分時間がかかり過ぎる。決まってからでは、数か月も調査の仕方とか、それが大分時間がかかるという感じを受けますので、もしできれば、こういう事業者が決まる前に、漁業影響調査のまず手法、やり方、そういうのを専門家の先生の意見を聞いて、できれば協議してほしい。

まず、この協議会で、事業者さんが決まったときには、すぐに調査に入るという、調査の仕方についてもこの協議会で決めていただけないかと、そういうふうに思いますけど、皆さん、どうでしょう。

○中村座長

ありがとうございました。調査の手法ということでございますが、ここですぐに結論が出るものじゃありませんので、やはり次回の協議会で専門家をお呼びしまして、話を聞きたいということを考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

○加賀谷代表理事組合長

できれば、そういうふうをお願いしたいと思います。

○中村座長

ありがとうございました。専門家をお呼びするということですが、例えば水産庁さんはそういう方、御存じでしょうか。そして、紹介していただくということは可能でしょうか。いかがでしょうか、水産庁の方、よろしく願いいたします。

○小林漁港漁場整備部計画官

水産庁、小林でございます。お世話になっております。洋上風力、風車が漁業に与える影響というものにつきましての知見というものも、当方、なかなか持ち合わせていないというような状況でございますので、こちらにつきましては、また事務局と相談させていただきながら、対応させていただきたいと思っております。申し訳ございません、今の段階ではそういうところで、よろしく願いいたします。

○中村座長

分かりました。では、あとは事務局と相談の上、進めていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでよろしいでしょうか。

では、進めさせていただきます。今、秋田県漁協から発言いただきましたが、峰浜漁協のほうから何かございませんでしょうか。

○石井代表理事組合長

峰浜漁協の石井です。大体、前回までの他地域の協議会の留意点とかいうところを拝見いたしました。この中で、先ほど加賀谷組合長からお話ございましたように、漁業影響

調査を行う。これは何で行うかという、この促進地域に指定する前提に、漁業への影響がないことを予想してというふうなことでうたわれていますよね。ただ、実際に漁業をやっている人にとっては、自分たちが網を入れている場所に風車が建つということになりますので、その辺で影響が出るんじゃないかという不安が大きいわけです。

これをどういうふうにして解消してやるかということが、非常に漁業者からの同意を得るためには必要なことだと思っております。そういう面で、先ほど加賀谷組合長がおっしゃったように、どういうふうな調査をしていくのか、また、どの期間でやっていくのか。調査するにも、春夏秋冬と四季がございます。とれる魚の種類だとか、漁法も違いますので、その辺を漁業者の方と学者さんの方、有識者の方々と相談して、どういうふうな調査を行うかということを、これから決めていただければなとは思っております。

それと、あともう一つでございますけれども、この中に風車ができてからのことしか書かれていないんですけれども、実際には、これ建設する際に、この海域に、例えば20基、計画されている。それが一気に建つわけではない。恐らくSEP船の絡みもありますので、一度に立てるのは1基ずつとか、2基ずつというふうなことになるかとは思いますが、その海域で漁業をしている人たちに対する制約というのは必ず出るんじゃないかなと思っております。その辺について全くうたわれていないというか、この文面を見ると、協議されていないんじゃないのかなと思われましたので、ちょっと疑問に思っております。

以上です。

○中村座長

どうもありがとうございました。これは要点だけで、より詳細なものは参考資料4に記載されておりますので、それは御覧いただければありがたいと思います。ちょっとお待ちください。工事時期なども、やる前によく関係漁業者との協議を。

○清水新エネルギー課長

事務局、清水でございます。補足させていただきます。座長、すみません、恐縮でございます。座長、御指摘のとおり参考資料4の3ページ目、(4)というところでございますが、洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点がございます。

切れちゃいましたか、ごめんなさい、途中から。

○中村座長

聞こえます。

○清水新エネルギー課長

大丈夫ですかね。座長、すみません、聞こえていましたでしょうか、今。途中から切れちゃいましたかね。

○中村座長

多分、最初から聞こえていなかったと思いますので、申し訳ございません。もう一度お願いします。

○清水新エネルギー課長

ごめんなさい。では、もう一度します。今お声、大丈夫ですか。

○中村座長

はい、今聞こえます。

○清水新エネルギー課長

申し訳ございません。参考資料の4というところの3枚目でございますが、(4)というところで、洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点というところがございます。大丈夫でしょうかね、声。続けさせていただきます。

ここの最初のポツのところに、選定事業者は本海域における事前の調査、それから洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者等々への丁寧な説明・協議を行うこととなっております。先ほど、ちょっと私の説明が分かりにくくて恐縮ですが、運転前の、当然、建設といったところに当たっても、漁業者の方を含め、どういう形でこれを進めていくのかといったことについて、事前に説明・協議をした上で、例えば漁のタイミングに影響のないように、こういうタイミングで建設をしてほしいとか、する場合には、こういうことに留意してほしいということも含めた議論をしていただくというふうになってございます。

先のことではなかなか分からない部分もありますので、昨年の議論では、この丁寧な説明・

協議を行うことといった内容でとどめてございますが、具体的に予見できることとして、こういうことをしてほしいとあれば、当然この部分に書き加えていただくといったことも、できるということだと認識してございます。

以上、声、大丈夫でしたでしょうか。

○中村座長

ありがとうございました。聞こえます。

○清水新エネルギー課長

失礼します。

○中村座長

では、峰浜漁協様、これでよろしいでしょうか。最終的には、意見とりまとめを作成することになりますが、必要ならば、今課長がおっしゃったように、さらに書き加えるということも可能でございますので、とりまとめのときに発言していただければ、ありがたいと思います。

特に秋田でしたら、多分ハタハタが来ているときに工事はしてほしくないとか、そういう要望というのがいろいろあると思いますので、最終的なとりまとめまでに発言していただければありがたいと思います。

では、次、参りたいと思います。あとは杉本先生、いかがでしょうか。

○杉本教授

県立大学の杉本です。今お聞きしていて疑問に思ったのは、この資料4の14ページの最後の占用料についてというところで、これ、ちょっと前の協議会のときもひよっとしたから出ているのかもしれないですけども、発電設備の投影面積に基づいて算定するということが書いてあります。この投影面積というのはどのようにして出すものなのかということと、あと、この占用料というのはどこに支払われるような性格のものなのかなというのは、聞いていて疑問に思いましたので、ちょっと御回答いただければと思います。

○中村座長

これは国土交通省でしょうか。

○松良海洋・環境課長

国土交通省の港湾局の松良でございます。御質問ありがとうございます。御指摘、御質問ありました発電設備の投影面積の関係でございますけども、風車のブレードが回る円、これを平面的に落としたもの、これが基本的には海面上での投影面積になりまして、その面積に基づいて占用料を頂戴するという基本的な考え方でございます。

占用料につきましては、個別にこれからいろいろと御相談という話になるんですが、基本的には地元、近傍類地の通常の公共用地等の占用料を参考にして算定をさせていただくということになっております。例えばでございますけども、秋田県近辺の条例等に基づく占用料金、これをベースにしながら、私どものほうで決めさせていただくと、このような流れになっております。

以上です。

○杉本教授

分かりました。投影と書いてあるけれども、要するに風車が回っている面積だということではよろしいんですね。

○松良海洋・環境課長

おっしゃるとおりです。

○杉本教授

分かりました。ありがとうございました。

○中村座長

よろしいでしょうか。では、あとは浜岡先生、よろしく申し上げます。

○浜岡教授

浜岡です。御説明どうもありがとうございました。資料4の6ページで質問させていただきたいことがあります。左側に、課題ということで①から⑥まで示されていて、その中

で私自身、課題④に少し関心があります。洋上風力が実際に実施されるとなったときに、それをメインとなる系統までの発電、送電設備を建設しなければいけないというのも、発電事業者さんにとっては大分大きなものでないかと思うんです。

そこで、エネルギーもできるだけ地産地消になるのがいいのかなと思っておりまして、発電事業者のそばに電気をよく使うような企業さんと一緒にタイアップして、その地域で経済活動するということまでなると、大きな送電容量の設備を建設することは必要ないのかなと。

そのような流れで、うまく他地域で電気を多く使っていた会社は発電地域のそばに立地してもらおうと、そういうような呼びかけも入ってくると、さらにいいのかなと思うんです。そういうことって可能なかどうか。

あと、今後のこの流れにおいて、そのようにしていますよ、だから料金、安くなりますよみたいなところも、可能になるのかどうかということをお聞きしたかったんです。いかがでしょうか。

○中村座長

ありがとうございました。清水課長、いかがでしょうか。

○清水新エネルギー課長

清水でございます。先生、ありがとうございます。まさに御指摘のとおり、そういうことを可能にしていくことというのはすごく重要だと、まず思っています。幾つかのポイントがございまして、我々もエネルギーの地産地消という言い方をしてございますが、やはり地域で生み出されたものを地域で消費していくということは、分散型社会をつくっていくというのは、非常に系統負担も少なくなるので、望ましいと思います。

実際、災害のときなんかにも、地域の系統が停電しているというのに、例えば太陽光なんかですと、その場所だけではちゃんと発電できて、緊急時にも使えるようになったみたいな、レジリエンスという意味でもすごく望ましいと思ってございます。

一方で、やはりこれを実現していこうと思いますと、例えば今回やります洋上風力ということになりますと、非常に大きなサイトで、これを系統につないでやっていくというものでございます。ですので、これを例えば緊急時に地産地消といったようなことをしようとした場合に、まさに今回、電気事業法も改正し、新しく配電ライセンスみたいな仕組み

をつくりつつあるんですが、では、ほかのところから切り離してどう運用していくかとか、やはり系統上の技術なんかもまだまだ必要になってございまして、方向性としては、まさに御指摘のとおりのような地域の強靱なネットワークをどうつくっていくのか。そこで、再エネが生み出されるような、つながって地産地消していくというものをどうつくっていくのかというのは、重要な点かなと思います。

そういう意味で、完全な地産地消、それから、例えば地域の新電力に電力を購入していただくというような契約の形、多分様々な段階があるかと思しますので、これはどちらかというところのほうでいろんな御議論されていく中で、地域においてこの電源をどう活用していくのかといったようなことは、いろんな御議論もあるのかなと思いますし、そういった方向性について目指していこうということを取りまとめていただくということも、1つの形としてはあり得るのかなと考えてございます。

以上でございます。

○浜岡教授

どうもありがとうございました。将来、公募に応募される事業者さんにとって、うまくチームをつくるというか、電気を発電するだけではなくて、周りの産業ともうまく連携しているというところがうまくポイントとして加算されるような形にもなると、地域にとって、地元の経済の活性化ということにもつながるのかなと思いました。うまくそういうところが読み取れるように、イメージを伝えられるように、公募の要項とかをつくっていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

○中村座長

ありがとうございました。

では、続きまして、最後に秋田県のほうから発言があれば、よろしく願いいたします。

○齋藤新エネルギー政策統括監

秋田県の産業労働部、齋藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。昨年も、由利本荘市沖、そして能代市、三種町及び男鹿市沖につきまして協議会が開催されまして、促進区域にさせていただきました。誠にありがとうございます。

昨年度の協議会を通じまして、協議会における合意プロセスというものは非常に重要だ

と考えております。本会議におきましても、皆様と丁寧に協議させていただければと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

私のほうからは、1点だけお話しさせていただきます。県内に主な河川がありますけども、その河川につきましては漁業権が設定されておりまして、県知事が内水面漁協に対しまして免許状を交付しているところがございます。その漁業権の対象種はコイやフナなどの純粋な淡水魚だけでなく、サクラマス、そしてアユ、ヤツメウナギなどの、海と川を行き来する、いわゆる通し回遊魚も含まれます。例えば、サケやサクラマスは生まれた川に戻る習性がある魚種のようなのですが、洋上風力発電設備の立地によりまして、生まれた川ではない別の川に避難、遡上するのではないかという御心配もありまして、また稚魚の生残に影響があるのではないかという心配の声が聞こえてきております。

このようなことから、洋上風力発電事業の実施に当たりましては、海のみならず、内水面に係るアユ、サケ、サクラマスなどの魚種の調査などにも対応してほしいという御意見がありましたので、この場を借りて御報告させていただきます。

○中村座長

ありがとうございました。今、内水面漁業という言葉が出てまいりましたが、これに関して水産庁様のほうから、何か追加とか、御意見はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○小林漁港漁場整備部計画官

小林でございます。今、内水面漁業につきましての御発言をいただきました。水産庁としましても、どういった影響があるのか、先ほども申し上げましたが、知見を有していないというようなことではございますけれども、そういった声があるということでありましたら、内水面漁業者に対しても情報提供といいますか、そういったところをしっかりといただいて、理解の増進をまず進めていっていただきたいと。

また、あと、今後、内水面漁業に関する情報、こういったものもちょっと整理していただいた上で、協議会での議論もお願いできればなどは考えております。

以上でございます。

○中村座長

分かりました。ありがとうございます。ということで、では、秋田県からもう少し情報提供とか、可能でしょうか。2回目以降とか。

○齋藤新エネルギー政策統括監

こういう声がありますので、情報を収集しながら、どういうところが心配なのかということ聞き取りしながら、また第2回にその報告をさせていただきたいと思っております。

○中村座長

ありがとうございます。では、続きまして、東京にいらっしゃる構成員の皆様から御意見を頂きたいと思えます。

では、今回初めて参加される内航総連様、発言ございますでしょうか。

○藤岡審議役

日本内航海運組合総連合会の藤岡でございます。私どもは、国内で貨物を運びます内航船舶の業界団体でございます。能代港、この融合区域の沖合を航行する船舶もそれなりにございます。また、能代港自体に入出港する船舶もございますので、これら内航船舶に影響のない設置場所の選定をお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○中村座長

どうもありがとうございました。これも記録に残し、最終的なとりまとめに反映したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、東京にいらっしゃる松本先生、何かございますでしょうか。

○松本客員准教授

座長、ありがとうございます。これまでの御意見をお聞きいたしまして、私からは2点、申し上げたいと思えます。まず1つに、漁業関係者の方々、やはりこの海域における漁業への影響を非常に懸念されていらっしゃいます。

先ほど、秋田県ですとか、清水課長からもお話がございましたけれども、実際にどういった懸念があるのかという具体的なお話をしっかりヒアリングさせていただきまして、まだ

日本において実際に洋上風力発電は、事業者の方の事例というのがまだまだ少ない状況ではありますけれども、五島ですとか福島に事例がございますので、実際の工事にかかるまで、大体どのぐらい調査に期間がかかったのかですとか、そうした事例を御提示いただければ参考になるのではないかと思います。

規模は違うかと思えますけれども、また目的も違う部分はあるかと思えますが、一応、参考になる面はあるのではないかと考えております。

それから、地産地消のエネルギーとして洋上風力発電を御活用されたいという御意見は、ごもっともかと思えます。ということで、先ほど清水課長からもお話ございましたけれども、私からも申し上げますと、やはりこれは県が選定事業者の方とお話しされまして、企業を誘致する形にされるのか、秋田の地域新電力の方に買っていただいて、それを県内で活用していくですとか、いろいろビジネスモデルがありますので、選定事業者の方が決まる以前から、こうした風力発電からの電力の活用のビジネスモデルを、ある程度検討いただいたほうがよいのではないかと思います。

また、ビジネスモデルはいろいろありますので、専門家の方もいらっしゃいますので、そうした方をこの協議会にお招きするのも一案ではないかと考えております。

以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。第2回目以降の協議会の参考にさせていただきたいと思えます。事務局のほうで検討し、必要な方に新たにきていただくということも検討させていただきたいと思えます。

○松本客員准教授

ありがとうございます。

○中村座長

続きまして、いろいろ発言していただきましたが、水産庁、国交省、経産省、環境省のほうから、追加ないしは説明、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、大体一通り発言いただきましたが、では、能代市長様、よろしく願いいたします。

○齊藤市長

事業が展開される地元の市長として、少しお願いをさせていただきたいと思います。先ほどもお話がありましたとおり、一般海域での洋上風力というのは全国で初めてのケースですから、地域住民の皆様にとり、一体何が起こるのか分からない。実際には、漁業者の皆さんが一番大きな影響を受けるのかもしれませんが、地域住民も非常に大きな不安を抱えています。

そういう中で、我々も市議会とさまざまな議論をしているのですが、例えば低周波、超低周波、それから景観に与える影響も議論しておりますし、実際に建った風車が、この地域、日本海側は非常に風が強くて適地と言われますけども、強い風が吹き、台風も来ますから、倒れるということはないのかという不安も持っております。

さらには、環境問題が最近重要視されている中で、バードストライク、例えば我々のところだと、小友沼という非常に多く渡り鳥が休憩する大変大きな沼があります。こういった渡り鳥に対する影響はどうかということ非常に懸念されている地域住民の方がおられます。

ですから、協議会として、できるだけスピーディーに、そしてまた安全安心に事業を進められるように配慮していかなければいけないと思うのですが、今言ったような不安に対して、しっかりと協議会として知見を持つ必要があるのではなかろうか、であれば、専門家、先ほど漁業に関する話もありましたけども、必要であればそういう人を呼んで、委員がみんな共通の認識を持てるように、少し検討する、勉強するという場があってもいいのではなかろうかと思っております。

それからもう一つは、今言ったような不安を地域住民の皆さんが持っておりますから、やはりこれに対して応えていくというと、先ほどの説明の中に、13ページ、地域貢献という話がありました。風力発電事業が行われたときに、地域がよくなるぞ、これによって大変地域が活性化するんだというようなものがあると、不安材料がある中で、そういうものを超えてでも、こういう事業に取り組むことによって地域の活性化につながるし、環境問題、さらには日本のエネルギー問題に貢献することができるという認識も生まれてくると思いますので、ぜひとも地域に対する波及効果ということも御検討いただいて、しっかりと明示をいただきたい。

それから、先ほどの資料の説明の中にもありましたけれども、風力発電事業を進めてい

く上においては、港湾が必要だという話もありました。そして、この港湾という面で見ますと、今、秋田港と能代港がいわゆる基地港としての指定を受けております。特に秋田県にも配慮をいただきまして、この能代港を中心に拠点化して、今後の風力発電事業に県としても努力していきたいということも言っていたいております。

国・県合わせて76億円の事業を、国では補正で新規事業という異例の対応で、全く新しい港湾整備の予算をつけていただきました。国・県の意欲というものが示されたわけがありますけれども、実際、風力発電をこの能代港で組み立てて出していくとなりますと、今、恐らく、平米当たり、地耐力の高い港でも5トンぐらいしかないと思うのですが、ここを35トンまで高めなければいけないということで、国で事業を進めていただいております。

さらに、県では今の港の用地では不足で、風車の部材を置かなければいけないということで、用地を広げる工事を実施する事前調査をしていただいております。

ですから、ぜひとも、今申し上げたとおり適地があって、それにふさわしい港がありますから、能代港の活用ということも、地域住民の皆さんの理解をいただくために、今後議論していただけると思っていますし、明記いただけるものだと思っておりますけれども、ぜひともこの港の活用ということも考えていただきまして、地域経済の発展に、さらには、この能代山本圏域の発展のために貢献できるような事業になるように、お力を貸していただければ大変ありがたいと思います。

○中村座長

ありがとうございました。事務局のほう、それでよろしいでしょうか。今後のとりまとめなどとか、2回目以降の専門家とかに反映していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

八峰町長様、お願いします。

○森田町長

八峰町長の森田でございます。私のほうも、齊藤市長さんのほうと同じような状況なんですけど、私、2年半前に町長を務めました。務めてから、定例議会がこれまで10回ございました。その10回全てで風力発電の部分が一般質問されております。主な部分のテー

マ、内容なんです、まず、騒音、低周波音等、電磁波等の健康被害、それから、八峰町といえば、代名詞とも言えるハタハタですので、ハタハタが来なくなってしまうのではないかと、かというふうな形の漁業への影響、そして、世界自然遺産白神山地、それから八峰町には2つの県立自然公園があります。そういう部分に、観光客のスポットの1つでもあるんですが、鹿の浦展望台があります。そこからの景観が悪くなってしまうのではないかと。

それから、バードストライク等の動物の生態系への影響、後半になってからは、いわゆる地域におけるメリットとしての、先ほども地産地消の話が出ましたけれども、地域住民の電気料が安くなるとかいう分かりやすい地域貢献策とか、漁業者の不安がありますので、それに対応するための漁業振興策とか、そういうふうな意見交換をしてみました。

健康部分については、陸上風力中心なんです、立地されているところの市町村の首長さんと情報収集したり、それから、過去に問題のあったところに私自身が行きまして、その市長さんとか、町長さんにお話を伺ったり、対応をしてみました。

また、景観の部分については、これはやっぱり、毎回のよう議論を通じて、風車を見る方向、それから風車を見る距離、そして風車を見る人によって、見解が異なるんじゃないかなと。いわゆる客観ではなくて、主観の問題が強くあるなというふうな形も考えました。

漁業部分については一番心配される場所なんです、まさに再エネ海域利用法、ここに基づくこの協議会、ここでの協議が実に重要だという形を認識しております。そういう気持ちを持って参画させていただいています。

そして、私のほうからもお願いが2つほどあるんです。1つは、今までの町議会の議論の中で、まだ建っていないのでイメージははっきりしているわけではないんですが、日本海側のほうに巨大な風車が着床式で、巨大なブレードが回って、これも幾つも回って、そして、そのエネルギーを発電機で電気に変えて送電されるわけですけども、その際に、振動だとか、音だとか、それが海の中に伝わっていくのか、いかないのか。

伝わっていたときに、漁業にどういふふうな影響を与えるのか、その辺の知見をぜひ専門家の御意見を頂ければなと思います。前回も少しだけこの部分については御議論があったように伺っておりますけれども、やっぱり初めてのことなので、その部分がイメージとして、巨大なブレードがぐるぐる回って、それもかなりの数のブレードが回って、そして発電機も回っていくというふうな形の中での音と振動、その部分が海の中に影響を及ぼさないかどうか、その辺が1つ、大切ではないかなというふうな形で考えます。

それから、これもさきの協議会の部分でもいろいろ意見交換されたと思うんですが、やっぱり分からないことに対する不安、これは地域住民、あるいは漁業者ともにありますので、その部分を和らげるためにも、分かりやすい地域振興策とか、漁業振興策、こういう部分の御議論も、この協議会でぜひやっていただければなとお願いをしたいと思います。以上です。

○中村座長

ありがとうございました。非常に重要な御指摘だと思いますので、次回、2回目以降に反映させていきたいと考えております。特に不安に関しましては、たしか前回の協議会でハタハタの専門家に来ていただいたときがあるんですが、結局ハタハタの生態自体、まだよく分かっていないということだったんですね。これじゃ、不安は取れないだろうと。

基金を設置した理由も、1つはそれだと思うんです、必ず不確定要因は残りますから。最悪のことを考えて、安全ですよと言っても誰も信じない。ならば、基金というのが一番不安を取り除くんじゃないかということですが、これにつきましても次回、2回目以降からよく議論が必要だと思いますので、皆様、よろしくお願い申し上げます。

あと、景観のことですが、有望な区域を八森の南で切ったというのも、たしか景観を考えると、これ以上北上させたら景観に影響を及ぼすということだったと思います。これにつきましても、市町村に持ち帰っていただいて、意見を頂き、次回以降に反映させればいいのかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ほか、ございませんでしょうか。事務局のほうから何か。よろしいですか。

では、貴重な御質問、御意見を賜り、誠にありがとうございました。事務局におきましては、本日の議論を基に、次回以降に向けて準備いただけることと思います。

では、以上をもちまして、第1回の協議会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —